

広島ユースホステル

広島市議会議員 松坂知恒

1. 日本ユースホステル協会

牛田の山の中腹に広島ユースホステルがある。原爆被爆者の保養施設神山山荘へ上る途中に看板が出ている。ホステルとはホテルとホスピタリティー（厚遇）の複合語で、家庭のように温かく迎えてくれる宿舎という意味である。ユースホステルは、ドイツに始まり世界中に広まった国際的な「旅の宿」ネットワークである。日本全国で320ヶ所、世界では65ヶ国4200館のユースホステルが利用されている。

広島ユースホステルは、昭和31年広島市が建設した市の所有財産であり、1日の宿泊定員は94名である。

平成18年度から、市の所有する施設である広島ユースホステルは指定管理者制度が導入された。公募により市から指定を受けた団体は日本ユースホステル協会である。

日本ユースホステル協会は、文部科学省が認可した財団法人である。会長は平成19年2月24日まで現首相の福田康夫氏が勤めていたが、なぜか平成19年2月25日以降は福田氏が退任して会長不在となり、会長職務代理者・副会長には富岡賢治群馬県立女子大学学長が就任している。富岡氏は元国立教育研究所長である。この日本ユースホステル協会が広島ユースホステルを舞台に、会計上の不正行為を働いていた。

日本ユースホステル協会は、昭和26年10月16日に設立され、その事業目的は次のように記載されている。「この法人は国際ユースホステル連盟の規約にのっとり、青少年がその自力による簡素な野外活動旅行によって、国内外の地理、風物、文化、歴史及び産業等各方面の知識を広め、規律あるグループ活動及び日常生活の良習慣を体得するためのユースホステル運動を推進するとともに、これに必要な教養の場としてのユースホステルを設置運営管理し、これを提供利用せしめ、もって社会有意の青少年を育成することを目的とする」

青少年育成を事業目的にうたっている崇高で良質な法人との印象である。

私も大学時代に友人と、宇和島や津和野、秋吉台のユースホステルを泊まり歩いたものである。低廉な宿泊費に加え、宿泊者のお世話をしてくれるペアレントや、他の宿泊者との交流が大変楽しいものであった。

しかし、それから30年たった現在、不正経理の事実を知ることになるうとは夢にも思わなかった。

2. 税金から赤字補填

指定管理者制度が実施される以前は、平成17年度まで広島市と日本ユースホステル協会の間で委託契約を交わしていた。その委託契約約款によると、その第3条に「委託業務の範囲は次のとおりとする」とある。その内容は次のとおりである。

- (1) 広島ユースホステル条例（昭和35年広島市条例第11号）第3条に掲げる事業の実施に関する事
- (2) ペアレント業務に関する事
- (3) 施設の使用料の収納に関する事
- (4) 施設の維持、修繕、清掃その他の管理に関する事

広島ユースホステル条例には、次の記載がある。

第3条. ホステルは次の事業を行う。

- (1) 宿泊施設の提供
- (2) 集会場の提供
- (3) プール施設の提供
- (4) 広島市の歴史、風俗、文化、産業及び観光等の紹介
- (5) その他ホステルの設置目的にふさわしい事業

この条例は昭和35年3月に制定され、第3条は昭和40年一部改正となっている。

しかし食事の提供は、この委託契約に盛り込まれていない。

つまり、朝食、夕食の提供は委託業務外の事業で、日本ユースホステル協会の自主事業である。

この委託業務についての会計（管理会計）は宿泊料等（売上）を広島市に納付し、経費は広島市が広島ユースホステルの運営委託業者（日本ユースホステル協会）に交付するというものである。

毎年宿泊料等及びその他の収入の額が経費の額を下回るため、その差額は広島市が負担していた。

平成13年度から平成17年度までの管理会計について、広島市からの交付金額、宿泊料等（売上）の額、広島市の負担額は次のとおりである。

	広島市の交付金額	宿泊料等の額	広島市の負担額
平成13年度	34,735,044円	29,175,970円	5,559,074円
平成14年度	35,143,237円	30,274,330円	4,868,907円
平成15年度	35,054,407円	29,227,290円	5,827,117円
平成16年度	35,249,498円	27,368,230円	7,881,268円
平成17年度	35,249,498円	27,586,130円	7,663,368円

つまり、広島ユースホステルは、不採算事業で、広島市の赤字補填額は486万円から788万円に上っていた。

3. 食堂会計

一方、広島ユースホステルには管理会計とは別に、宿泊者の食事の売上、自販機の売上等を収入源とし、食事の材料費、厨房の消耗品費等を支出とする食堂会計があり、広島市が管理する管理会計とは無関係である。

食堂会計は、日本ユースホステル協会の管理するものであるが、平成17年度は広報負担金という名の上納金77万5000円を日本ユースホステル協会に納めてもまだ127万4002円の利益を計上している。また指定管理となった平成18年度は同じく広報負担金77万5000円を上納しても213万6393円の利益を上げている。

平成16年度までの剰余金累計は274万9785円あり、このうち185万円は本部へ上納され、90万円は広島ユースホステルの所有となった。

すなわち、広島ユースホステルの平成 17 年度までの委託業務内の管理会計では、赤字分を広島市に支払ってもらう一方で、自主事業の食堂会計では着実に利潤を得ていたのである。

4. 不正経理

話がここまですれば何ら問題は無かった。だが、事実は異なっていたのである。委託業務に従事することになっている職員の A さんが実は自主事業である食堂の厨房で毎日働いて、宿泊客に出す朝食と夕食とを調理していたのである。

A さんは平成 11 年から広島ユースホステルの職員として採用されており、年間の給与は 280 万円から 300 万円程度であった。食堂会計の年度別収支計算書を見ると、委託の最終年度である平成 17 年度には、支出の欄に A さんの給料は記載されておらず、アルバイトの人への賃金 139 万 3953 円が記載されているのみであった。

一方、管理会計には、給料として 1127 万 1743 円が計上されている。これはペアレント吉川裕三氏、サブペアレント 1 名、そして A さんの 3 人分の給与である。

自主事業である食堂会計から A さんの給与は支払われるべきところを管理会計に付けまわしていたのである。A さんがフロントや電話対応という業務を全くやらされていなかったことは、広島ユースホステルが作成した文書でユース自らが明らかにしている。

5. 返還の請求

広島ユースホステルの所管は、広島市都市活性化局観光交流部である。私は荒川宣昭観光担当課長に、給与の付けまわしの件を話し、返還を求めよとせまった。荒川課長は事実を確認したのち、日本ユースホステル協会に給与の返還を求めた。協会はそれに応じることになったが、返還額の折り合いが付かず 12 月 8 日現在決定していない。

6. 現地を訪問

私は現地の確認のため、11月9日に広島ユースホステルを訪問した。牛田山は秋たけなわで木々は紅葉し、その閑静な立地は眺望の美しさもあって絶好であった。50年間宿泊客に親しまれている広島ユースホステル。しかし、その会計処理に不正があるとは。

同行したのは荒川課長。迎えたのは所長の永井幸雄氏、ペアレントの吉川裕三氏、そして日本ユースホステル協会の事業推進部から菊地健之主幹である。

冒頭菊地主幹から謝罪があり、協会の家山勉理事長の判断でAさんの給与を平成17年度から遡って返還すると答えた。

また付けまわしの理由について、協会の財政が利用者減により苦しくなっていること、意図的な行為ではないが認識が甘かったことを挙げた。

永井所長は、自分は非常勤のボランティアだということで、所長としての責任はと迫ると「これからはぴしゃっとする。平成18年度から公認会計士にみてもらっている。」と述べた。

17年度に食堂会計からAさんの給与を支払うと、会計は172万円の赤字となり、管理会計に対する市の補填額は467万円で実際の額より300万円少ない。17年度のみで広島市は300万円詐取され、市民の納めた税金は日本ユースホステルの上納金となっているのだ。

平成18年度から協会は指定管理者に選定され、引き続きユースホステルを管理している。経費節減のため18年度の指定管理料は397万円と17年度赤字補填額の766万円から半減した。

7. 食堂業務の不正

このため日本ユースホステル協会はAさんを解雇しようとした。そしてAさんがいなくなることを想定し、18年4月から、協会は食事を希望する客が10名に満たない場合は夕食を出さないことに決めた。

私が19年11月にこのことについてユースホステルに電話すると、フロント係は、毎週金曜と土曜は10名以上の申し込みがない場合には食事を出さないと明言した。

しかし協会は指定管理者の公募に応募する際、市民サービスの向上策として食事時間を延長することとし、夕食時間は18時30分から19時30分までであったものを、20時まで延長することを提案し、選定された。

当然18年4月から、時間延長の上、毎日夕食が提供されるものと思っていたら、なんと夕食を出さない日が設定されていたのである。

これは市と協会の間で交わした協定書に明らかに違反している。

8. 生ぬるい市の対応

この際、食事も指定管理業務に組み入れて、現在二本立てとなっている管理会計と食堂会計を一本化させ、業務の明確化と会計の簡素化を図るべきと言うと、都市活性化局の結論は今のままでよいとのこと。指定管理者制度をつかさどる企画総務局も変更の必要なしという。

さらに市が指定管理料を算定する際、人件費は職員3人分として積算しているが、2名しか働いていないので、1人分の人件費を指定管理料から減額すべきではないかと迫ると、浜本康男都市活性化局長も南部盛一企画総務局長も、その必要なしと述べた。

また金銭の詐取と協定違反の2つの不祥事により、指定管理の取り消しにならないのかと問うと、両局長とも取り消す必要なしと述べた。是正勧告に従えば取り消しにあたらぬのだそうである。

この度の日本ユースホステル協会の振る舞いは極めて悪質であるが、市の生ぬるい対応には啞然とさせられた。

協定違反を働いてもお金を返せばそれで済み、謝って改めればそれでお咎めなしという。

これでは協定を忠実に遵守する指定管理者はいなくなり、広島市もそれを点検し守らせることもできず、市民のみが忠実に納税して条例を遵守している。まさに馬鹿をみるのは市民のみである。